

鳥取縣公報

昭和二十六年二月二十七日 火曜日
号外

本書ノ大キサハ國定規格A五判

條例

までの間効力を有するものとする。

(給料)

職員の給与に関する條例を次のように定める。

昭和二十六年二月二十七日

鳥取縣知事 西尾愛治

(この條例の目的及び効力)

第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十五年法律

第二百六十一号)第二十四條第六項の規定に基き、職

員の給料、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、超

過勤務手当、休日給及び夜勤手当に関する事項を定め

ることを目的とする。

2 この條例は、地方公務員法第二十五條第三項に規定する職階制に適合する給料表に関する計画が実施される

2 宿舎、食事、制服その他これらに類する有價物が職員に支給される場合においては、別に條例で定めるところにより、その相当額をその職員の給料から控除する。

(給料表)

3 職員の職務は、十五級に分類する。

2 前項に規定する分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、人事委員会が定める。

3 給料表は、別表第一のとおりとする。

のいすれかに格付し、前項の給料表によりそれに対応する給料を職員に支給しなければならない。

(昇給の基準)

第四條 職員を昇格（職員の職務の級をその上位の級に変更すること）をし、以下同じ）させるには、昇格させようとする職務の級の定数に欠員がありこれを補充しようとする場合であつて、且つ、昇格させようとする職務の級に適すると認められる場合に限るものとする。

2 前項の「職務の級の定数」とは、前條第一項及び第二項の規定に基いて決定された職員の職務の級ごとの数をいう。

3 職員が現に受けている給料の号給を受けるに至つたときから左に掲げる期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する職務の級における給料の幅の中において真近上位の号給に昇給させることができる。

6 前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならぬ。

(給料の支給)

第五條 給料は、月の一日から末日までを計算期間とし、人事委員会規則で定める期日に支給する。

第六條 新たに職員となつた者は、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職し、又は死亡したときは、その日まで給料を支給する。

3 前二項の規定により給料を支給する場合であつて、月の一日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

(給料の調整額)

第七條 人事委員会は、第三條に規定する給料表の額が、

にあつては、六月以上
二、差額が三百円以上六百円未満である者にあつては、十一月以上
九月以上

4 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかゝらず、人事委員会の承認を得て、同項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受けている号給より一号給以上上位の号給を昇給させ、又はそのいすれをもあわせ行うことができる。

5 職員の給料月額がその属する職務の級における給料の幅の最高額である場合又は最高額をこえている場合は、その者が同一の職務にある間は、昇給しない。ただし、それらの給料月額を受けていた職員で、その給料月額を受けていた期間が長期にわたるもの、勤務成績が特に良好であるもの等については、人事委員会の承認を得て、その職員の属する職務の級における給料の幅の最高額ととどめて、別表第十二に掲げる給料月額を用い得るときは、その特殊性に基いてその給料表に掲げられており給料額につき適正な調整額表を定めることができ。但し、その特殊性が、その職務の級に属する同様の職務を行ふ職に含まれてゐる場合においては、その職を給料表の級に格付するに際し、その特殊性を考慮に入れるなどを妨げるものではなく。この場合においては、その給料月額を本條の規定によつて調整することはできない。

1、その職務の内容が、給料表のある級に相当する場合において、同様の職務の内容を有する職に属する他の職員が通常勤務する場所に比してへき遠又は交通困難な場所において勤務する職員の職

2、同様の職務の内容を有する職に通常含まれてゐる労働の困難又は危険の度に比して著しく困難又は危険を含む職務にかかる職

2 前項の規定による給料の調整額は、その調整前における給料月額の百分の一十五をこえてはならない。

(扶養手当)

第八條 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、左に掲げる者で他に生計の途がないとしてその職員の扶養を受けているものをいう。

一、配偶者（届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）

二、十八才未満の子及び孫

三、六十才以上の父母及び祖父母

四、十八才未満の弟妹

五、不具癡疾者

3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については六百円とし、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族については一人につき四百円とする。但し、十八才未満の子のうち一人については六百円とする。

第九條 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に左の各号の一に該当する事が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(勤務地手当)

一、新たに扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合

2 扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日から、職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日からその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。但し、その届出が、これにかかる事実の生じた日から十五日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日からその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

3 扶養手当は、職員に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の翌日以後は支給しない。

(勤務地手当)

第十條 勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域

に在勤する職員に対して支給する。

2 勤務地手当の月額は、給料の月額と扶養手当の月額との合計額に左の各号に定める支給地域の区分に応ずる

支給割合を乗じた額とする。

一、一級地

百分の五

二、二級地

百分の十

三、三級地

百分の十五

四、四級地

百分の二十

五、五級地

百分の二十五

3 前項各号の支給地域の区分は、別に條例で定める。

(特殊勤務手当)

第十一條 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、その特殊勤務手当が、

第七條の規定による調整が行われるまでは、別に條例で定めるところによる。

(給与の減額)

第十二條 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除く外、その

勤務しない一時間につき、第十六條に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(超過勤務手当)

第十三條 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十六條に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の百二十五（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百五十）を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第十四條 職員には、正規の勤務日が休日に当つても正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十六條に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の百二十五を休日給として支給する。但し、正規の勤務時間外に勤務をしてても、休日給は、支給されない。

第八條 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、左に掲げる者で他に生計の途がないとしてその職員の扶養を受けているものをいう。

一、配偶者（届出をしないが事実上婚姻關係と同様の事情にある者を含む。）

二、十八才未満の子及び孫

三、六十才以上の父母及び祖父母

四、十八才未満の弟妹

五、不具癡疾者

3 扶養手当の月額は、前項第一号に掲げる扶養親族については六百円とし、同項第二号から第五号までに掲げる扶養親族については一人につき四百円とする。但し、十八才未満の子のうち一人については六百円とする。

第九條 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に左の各号の一に該当する事が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(扶養手当)

第一、新たに扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合

2 扶養手当は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日から、職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日からその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。但し、その届出が、これにかかる事実の生じた日から十五日を経過した後においてなされたときは、その届出を受理した日からその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

3 扶養手当は、職員に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の翌日以後は支給しない。

(勤務地手当)

第十條 勤務地手当は、生計費が著しく高い特定の地域

に在勤する職員に対して支給する。

2 勤務地手当の月額は、給料の月額と扶養手当の月額との合計額に左の各号に定める支給地域の区分に応ずる

支給割合を乗じた額とする。

一、一級地

百分の五

二、二級地

百分の十

三、三級地

百分の十五

四、四級地

百分の二十

五、五級地

百分の二十五

3 前項各号の支給地域の区分は、別に條例で定める。

(特殊勤務手当)

第十一條 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、その特殊勤務手当が、

第七條の規定による調整が行われるまでは、別に條例で定めるところによる。

(給与の減額)

第十二條 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合を除く外、その

勤務しない一時間につき、第十六條に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(超過勤務手当)

第十三條 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十六條に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の百二十五（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百五十）を超過勤務手当として支給する。

(休日給)

第十四條 職員には、正規の勤務日が休日に当つても正規の給与を支給する。

2 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十六條に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の百二十五を休日給として支給する。但し、正規の勤務時間外に勤務をしてても、休日給は、支給されない。

3 前二項の休日とは、国民の祝日に關する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日をいう。

(夜勤手当)

第十五條 正規の勤務時間として午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第十六條に規定する勤務一時間当たりの給与額の百分の二十五を夜勤手当として支給する。

（轉載于時間主張的統一客觀的算計）

第十六條 勤務一時間当たりの給与額は、給料の月額とそれに対する勤務地手当の月額との合計額に十二を乗じてその額を一週間の勤務時間に五十二を乗じたもので除した額とする。

第十七條 賃金等で雇用する職員については、任命権者は、この條例の規定にかゝわらず、他の職員との権衡を考慮し予算の範囲内で給与を支給する。

五
五

別表第二

通
し
号
給
表

附
見

- 2 この條例は、昭和二十六年三月一日から施行する。

3 この條例施行のさい現に在職する職員に第三條第四項の規定を適用する場合において、この條例施行日の日（以下「施行日」という。）における職員の職務の級及び号給又は給料額は、施行日の前日における職員の職務の級及び号俸又は俸給月額と同一とする。

3 公立学校の教職員の給与については、地方公務員法第五十七條に基く法律が制定実施されるまでの間は、なお、從前の例による。

卷之二

- 第十一條に規定する條例が制定実施されるまでの間は、特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、政府職員の特殊勤務手当に関する政令（昭和二十三年政令第三百二十三号）並びに税務特別手当支給条例改正条例（昭和二十三年鳥取県条例第六十八号）の例によるものとする。

8 この条例に基き、県規則又は人事委員会規則が制定実施されるまでの間は、なお、從前の例による。

鳥取縣條例第四号

職員の服務の宣誓に関する條例を次のように定める。

5 昭和二十六年六月十二日までの間は、こ

- 4 未帰還職員の給与の取扱については、この條例の規定
5 にかゝわらず、なお從前の例による。
昭和二十六年六月十二日までの間は、この條例の本則
中「人事委員会」とあるのは「知事」と、「人事委員
会規則」とあるのは「懸規則」と、それべく読み替え
るものとする。

(職員の服務の宣誓) 業務の宣誓に關し規定することを目的とする。

第二條 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務と行つてはならない。

(権限の委任) 第三條 この條例に定めるものを除く外、職員の服務の宣誓に關し必要な事項は、任命権者が定めることができること。

この條例に定めるものを除く外、職員の服務の宣誓に關し必要な事項は、任命権者が定めることができること。

附 則

1 この條例は、公布の日から施行する。

2 この條例施行後三十日以内に新たに職員となつた者は、第二條の規定にかゝわらずこの條例施行後三十日間は、宣誓を行う前においてもその職務を行うことができる。

◆鳥取縣條例第五号

職務に専念する義務の特例に関する條例を次のように定める。

昭和二十六年二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職務に専念する義務の特例に関する條例

(この條例の目的)

第一條 この條例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）第三十五條の規定に基き、職務に専念する義務の特例に関する事項を定めることを目的とする。

(職務に専念する義務の免除)

第二條 職員は、左の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

1、研修を受ける場合

2、厚生に関する計画の実施に參加する場合

3、もつばら職員團体の業務に從事する場合

4、前三号に規定する場合を除く外、人事委員会が定める場合

(專從休暇とその期間)

1 この條例は、公布の日から施行する。

2 昭和二十六年六月十二日までの間は、この條例中「人事委員会」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

(別記) 宣 誓 書

私は、こゝに、主権が國民に存することを認める日本國憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覺し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

◆鳥取縣條例第六号

職員團体の業務にもつばら從事する職員に関する條例を次のように定める。

昭和二十六年二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職員團体の業務にもつばら從事する職員に関する條例

(この條例の目的)

(この條例の目的)

第一條 この條例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第一百六十一号）第五條第一項、第三十五條及び第五

十二條第五項の規定に基き、職員團体の業務にもつばら從事する職員に関する事項を定めることを目的とする。

第一條 任命権者は、職員に対し、その申出により、公務に支障のない限り、人事委員会に登録された職員團体の業務に、その代表者又は役員としてもつばら從事するための休暇（以下「專從休暇」という。）を与える。

2 前項の專從休暇の期間は、一日を單位として、一年を

としない範囲内で定める。この場合において、專從休

暇の期間が満了したときは、任命権者は、更に專從休

暇を与えることができる。

(專從休暇の効果)

第三條 専從休暇を与えた職員は、専從休暇の期間中は職務に専念する義務を免除されるとともに職務に従事することができない。

2 専從休暇の期間中の職員には、給料、扶養手当、勤務地手当その他のいかなる給与を支給されない。

(専從休暇の終了)

第四條 左に掲げる場合には、専從休暇は終了するものとする。

一、専從休暇の期間が満了した場合

二、専從休暇の期間の満了前ににおいて、その職員が任命権者の許可を得て職務に復帰した場合

三、専從休暇を与えられた事由が消滅した場合

四、第五條の規定により専從休暇を取消された場合

(専從休暇の取消)

第五條 任命権者は、専從休暇を与えた職員がこの條例の規定に違反した場合には、その専從休暇を取り消すことができる。

(専從休暇中の職員の分限)

第六條 職員は、専從休暇の期間中においてもその職を保有し、専從休暇の終了とともにその職務に復帰する権利を有する。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

◇鳥取縣條例第七号

職員團体の登録に関する條例を次のように定める。

昭和二十六年二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

職員團体の登録に関する條例

(この條例の目的)

準する重要な行為が、法第五十三條第三項の規定に従い決定されたことを証明する書類

六、登録の申請書を提出する代表者の資格を証明する書類

(登録及び通知)

第三條 人事委員会は、申請書及びその他の事項が法及ぶこの條例の定めるところに適合すると認めるときは、その職員團体を規約又は定款とともに登録しなければならない。

2 人事委員会は、登録の申請を受けた日から三十日以内に、登録をした旨又はしない旨をその職員團体に通知しなければならない。

(規約若しくは定款等の変更又は解散の届出)

第四條 職員團体が、規約若しくは定款を変更したとき、理事、代表者その他の役員選任し若しくは改任したとき、その他登録の申請書に記載した事項に変更を生じたとき又はその意に基づいて解散したときは、その事

由を生じた日から十日以内に、人事委員会に書面をもつての事務所の所在地

三、連合体たる職員團体にあつては、構成團体の名称

四、法人となろうとする職員團体にあつてはその旨

五、規約又は定款の作成、役員の選挙その他これらに

住所及び職名

二、すべての事務所の所在地

一、理事、代表者その他の役員並びに法及びこれに基づく條例で定めるところにより職員團体の業務にもつぱら從事するための休暇を与えられている者の氏名、

住所及び職名

つてその旨を届け出なければならない。

- 2 職員團体が前項の規定により届出をする場合には、その代表者は左に掲げる書類を添付した正副二通の届出書を提出しなければならない。

一、登録の申請書に記載した事項の変更又は解散が法明する書類

第五十三條第三項の規定に従い決定されたことを証

二、届出書を提出する代表者の資格を証明する書類

- 3 第三條の規定は、規約又は定款の変更の届出の場合に準用する。

(登録の取消)

第五條 職員團体が法及びこの條例の規定に適合しないものとなつたときは、人事委員会はその職員團体に適切な是正措置をとるべきことを求め、職員團体がその求めに応じないときは、あらかじめ口頭審理を行つた後、その登録を取り消すことができる。

- 3 前項の口頭審理の手続は、人事委員会規則で定める。

附 則

第二條 職員團体が交渉することのできる当局は、交渉

◆鳥取縣條例第八号

職員團体の行う交渉に関する條例を次のように定める。

昭和二十六年二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(この條例の目的)

第一條 この條例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十五條第一項の規定に基き、職員團体の行う交渉に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(当局)

第二條 職員團体が交渉することのできる当局は、交渉

規則

事項について適法に管理し、及び決定する権限を有する機関とする。

(職員團体の代表者)

第三條 当局と交渉する職員團体の代表者は、正当に選任されたものでなければならない。

(交渉)

第四條 交渉は、職員團体と當局があらかじめ互にとりきめた時間に民主的に行わなければならない。

2 前項の時間は、勤務時間中に設定することを妨げない。この場合において、交渉に當る職員の給与は、減額されることはない。

附 則

この條例は、公布の日から施行する。

第二條 條例又はこの規則によつて申請書若しくは届書を知事に提出しようとする者は、住所地の土木出張所長(鳥取土木出張所長を除く)を経由しなければならない。

2 前項の土木出張所長は條例第四條の規定による登録申請書を受理したときは、次の事項を調査し意見を附して知事に進達しなければならない。

◆鳥取縣規則第八号

鳥取縣建築代理業條例施行規則を次のように定める。

昭和二十六年二月二十七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(総則)

鳥取縣建築代理業條例施行規則

第一條 本縣における建築代理業については鳥取縣建築代理業條例(昭和二十五年鳥取縣條例第五十五号以下「條例」という)による外この規則の定めるところによる。

(書類の経由)

第二條 條例又はこの規則によつて申請書若しくは届書を知事に提出しようとする者は、住所地の土木出張所長(鳥取土木出張所長を除く)を経由しなければならない。

一、本籍、現住所、氏名、生年月日及び履歴の相違の有無

二、素行の良否

三、條例第五條各号該當の有無

四、建築代理の業務を行うについて、適否及びその理由

五、その他参考となる事項

(登録事項)

第三條 條例第六條の規定による建築代理業者名簿には、次の事項を登録する。

- 一、本籍、現住所、氏名及び生年月日
- 二、業務管理者の氏名及び生年月日
- 三、兼業があるときはその職業
- 四、登録番号及び年月日
- 五、事務所の所在地、名称
- 六、建築代理士又は建築士の合格証の番号、交付年月日
- 七、賞罰
- 八、その他必要な事項

2 知事が前項名簿に登録をしたとき又は登録を取消したときは、縣公報により告示する。

(登録の変更)

第四條 前條第一項第一号、第二号及び第五号の事項に変更を生じた場合は、登録の変更を知事に申請しなければならない。

(認定申請)

第五條 條例第八條第二項の規定により知事の認定を受けようとする者は、様式第一号による建築代理士認定申請書に履歴書、様式第二号による業務経歴書及び寫真を添えて知事に提出しなければならない。

2 現に他の都道府縣における建築代理士の資格を有する者は、前項の規定による認定申請書に当該都道府縣の建築代理士又は建築士の合格証の寫を添えなければならない。

(試験委員)

第六條 條例第二十五條の規定による建築代理士資格試験委員は八人以内とする。

(選考申請)

第七條 條例附則第三十三條の規定により知事の選考を受けようとする者は、様式第三号による建築代理士選考申請書に、履歴書、様式第二号による業務経歴書及び寫真を添えて、知事に提出しなければならない。

(考查)

第八條 條例附則第三十三條の規定により選考を行うにあたつて必要と認める場合においては、考查を行うことができる。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

00253

様式第一号(用紙規格B5)

私は建築代理士の認定を受けたいので鳥取縣建築代理業條例施行規則第五條の規定により、別紙関係書類を添え申請します。

なお次の事項は眞美で且つ正確であることを誓約します。

氏名 生年月日
本籍 現住所

現に他縣において建築代理士である者又はこれと同等以上の経験を有する者はその事實を証する事項
條例第九條に關する事項 私は建築業者でなく、準建築業者でもありません。私は條例第二十條(第一項)に規定する処分又は建築物の建築に關して罪を犯したことではありません。(あるときはその罪又は罰)

鳥取縣知事 殿 氏名 (印)

00254

様式第二号(用紙規格B5)

建築に關する業務経歴書

事務所その他所属團体名及び所在地	建築に關する経験			経験年数	建築年数間中ににおける建築代理の経験	証明区分	
	名 称	所 在 地	職 名				
				年月より年月まで	年 数	件 数	面 積 営業区域 (証明書が添付 できないとき) はその理由

上記の通り相違ありません。

年 月 日

氏名 (印)

様式第三号(用紙規格B5)

00255

建築代理士選考申請書

私は鳥取縣建築代理業條例附則第三十三條の選考を受けたいので同條例施行規則第七條の規定により別紙關係書類を添えて申請します。

なお次の事項は眞実で且つ正確であることを誓約します。

氏名 生年月日
本籍

現住所

條例第九條に
關する事項 私は禁治產者でなく、準禁治產者でもありません。
私は建築物の建築に關して罪を犯したことはありません。
(あるときはその罪と罰)

年月日

氏名 ㊞

昭和廿六年四月廿七日印 聲
鳥取縣公報(昭和四年四月十五日)行
第三種郵便物認可 田
鳥取縣鳥取市東町取
田 制 所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣公報編集所